

商品概要説明書

2022年12月9日現在

1. 商品名	人生100年応援信託〈100年パスポートプラス〉
2. ご利用いただける方	<p>個人のお客さま (ただし、以下(1)(2)の条件をいずれも満たす成年の国内居住の方に限ります)</p> <p>(1)三井住友信託ファンドラップ投資一任契約(※1)(以下、「ファンドラップ」といいます)を契約していること(※2)、または、当社に開設している投資信託振替決済口座にて管理する投資信託(投資一任契約に基づく投資信託を除く。以下同じ。)(※1)の時価評価額の合計が500万円以上であること(※3)</p> <p>(2)本信託のまかせる支払機能をお申し込みいただくこと</p> <p>(※1)ファンドラップは、お客さまと三井住友信託銀行との投資一任契約に基づく資産運用サービスです。ファンドラップは500万円以上1円単位でご契約いただけます。また、投資信託は1万円からご購入いただけます。いずれの商品も、お客さまにご負担いただく費用等がございます。詳しくはファンドラップ・投資信託のパンフレット等をご確認ください。</p> <p>(※2)本信託と同時にファンドラップをお申し込みいただくお客さまも対象です。ただし、本信託をお申し込みの場合、ファンドラップの特約である三井住友信託ファンドラップ相続時一括交付特約(商品名「家族おもしろパッケージ〈相続時一括交付型〉」)を付加することはできません。既にファンドラップをご契約いただいているお客さまが、本信託をお申し込みいただく場合には、同特約のご解約が必要となります。</p> <p>(※3)本信託申込と同時に投資信託振替決済口座を開設の上、500万円以上投資信託をご購入いただく場合および既に当社でお持ちの投資信託の時価評価額と合わせて500万円以上となるよう投資信託をご購入いただくお客さまも対象です。なお、時価評価額とは当社が本信託お申込書を受領した日(本信託の申込書を郵送いただく場合は、当社着信日)の前営業日の基準価額を元に算出される時価評価額をいいます。</p>
3. 信託の仕組み	<p>(1)お客さま(委託者兼受益者)から当社(受託者)に信託された信託財産について、利殖目的の他に、お客さまにご指定いただく方法(4. 信託財産のお支払方法)により金銭をお支払いし、お客さまに相続が発生した際にお客さまのご家族等(特定受給者)のご請求により金銭をお支払いすることを、お選びいただく商品(特約付合同運用指定金銭信託)です。</p> <p>(2)お客さまにご指定いただく手続代理人さま(※1)に対し、以下の権限(代理権)が付与されます。なお、お客さまがファンドラップと投資信託を保有している場合、または複数の投資信託を保有している場合において、手続代理人さまが解約するにあたっては、いずれを解約するか、およびファンドラップまたは投資信託を解約する場合に全部解約とするか一部解約とするかについて、生活費・医療費等、申込者さまが負担すべき費用の必要金額・時期や運用状況等を踏まえ、手続代理人さまにて判断の上、手続させていただきます。</p> <p>〈就任後の手続代理人さま(※1)に付与される権限〉</p> <p>お客さまが当社との間で契約しているファンドラップまたは投資信託を解約(※2)し、解約資金相当額(※3)について本信託へ追加信託を行うこと、手続代理人さまがファンドラップの一部解約をしたときに、必要に応じ付帯サービスである「人生安心パッケージ」の保険の減額(※4)を行うことおよびお客さまが「投資信託自動購入プラン」を利用して購入している投資信託を解約する場合に当該プランの終了手続を行うこと。</p> <p>(※1)手続代理人さまは、お客さまの4親等内の親族、弁護士・司法書士・税理士のいずれかで当社に口座をお持ちの方を第1順位手続代理人、第2順位手続代理人としてお二人までご指定いただけます。第1順位の手続代理人の指定が終了された場合、第2順位の手続代理人が第1順位の手続代理人の地位</p>

商品概要説明書

2022年12月9日現在

	<p>を承継します。</p> <p>(※2)本書面において特段の断りが無い場合には、「ファンドラップの解約」は申込者さまと当社との間で契約しているファンドラップの全部解約または一部解約を、「投資信託の解約」は申込者さまが当社に開設している投資信託振替決済口座にて保有する各投資信託の解約(全部解約・一部解約)を指します。</p> <p>(※3)解約資金相当額とは、ファンドラップまたは投資信託の解約資金の入金日において、解約資金の入金先であるお客さま名義の普通預金口座の当該入金後の残高のうち、当該解約資金と同額、もしくは、同口座の残高が当該解約資金に満たない場合は同口座の残高の全額とします。</p> <p>なお、同口座の残高が無い場合(総合口座で貸越が発生している場合を含む)、追加信託の依頼は無かったものとして取り扱います。</p> <p>(※4)お客さまが「人生安心パッケージ」の2種類以上の保険に加入している場合は、手続代理人さまに、減額する保険種類についてお客さまの意向を確認していただきます。お客さまの意向を確認できないと手続代理人さまが判断した場合には、その旨を当社へ申し出の上、手続代理人さまに減額する保険を選択していただきます。</p>
<p>4. 信託財産のお支払方法</p>	<p>本信託はお客さまにご指定いただく事項に従って、以下(1)から(6)の方法でお支払いします。それぞれの具体的なお支払方法は後記10. 支払方法をご参照願います。</p> <p>(1)お客さまのご請求によるお支払い(一時払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 <p>(2)ねんきん受取機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月15日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ 1回あたりの交付金額と当社の普通預金口座のご指定が必要です。 <p>(3)防犯あんしん機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意者さま(※1)の同意を得て、お客さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 ・ 同意者さまのご指定が必要です。 <p>(4-1)まかせる支払機能(年金型)によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月15日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ 毎年4月15日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ あらかじめ手続代理人さま、1回あたりの交付金額と当社の普通預金口座のご指定と、手続代理人さまの就任が必要です。 <p>(4-2)まかせる支払機能(目的内随時型)によるお支払い(同意者なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続代理人さまのご請求に従い、信託財産から金銭(ただしお客さまの医療、介護、住居に関する費用、納税資金および社会保険料のみ)をお支払いします。 ・ あらかじめ手続代理人さまのご指定と手続代理人さまの就任が必要です。 <p>(4-3)まかせる支払機能(目的内随時型)によるお支払い(同意者あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続代理人の同意者さま(※2)の同意を得て、手続代理人さまのご請求に従い、信託財産から金銭(ただしお客さまの医療・介護・住居に関する費用、納税資金および社会保険料のみ)をお支払いします。 ・ あらかじめ手続代理人さま、手続代理人の同意者さまのご指定と就任が必要です。 <p>(5)おもしろ承継機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等(特定受給者さま(※3))のご請求により、あらかじめお客さまが100万円以上500万円以内で指定した金額を特定受給者さまにお支払いします。 <p>(※1)同意者さま＝当社とお取引のあるお客さまの4親等内の親族または任意後見監督人の中からお一人をご指定願います。</p>

商品概要説明書

2022年12月9日現在

	<p>(※2) 手続代理人の同意者さま＝当社とお取引のあるお客さまの4親等内の親族の中から手続代理人お一人に対しお一人をご指定いただけます。</p> <p>(※3) 特定受給者さま＝お客さまの3親等内の親族の中からお一人をご指定願います。</p> <p>(6) 任意後見制度を利用の場合(任意後見人に対するお支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまが別途選任なさる任意後見人が、任意後見監督人の選任後、当社所定の手続きを行っていただいた場合に限り、任意後見人は、お客さまに代わり上記(1)一時払い、(2)ねんきん受取機能、(3)防犯あんしん機能をご利用いただけます。 ・ なお、任意後見人の指定はお客さまが締結する任意後見契約に従うため、予め当社に指定をいただく必要はございません。
5. 信託期間	お客さまがお亡くなりになったとき、その他特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
6. 運用の基本方針	信託された資金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用いたします。
7. 運用制限	法令・通達による運用の制限はありません。
8. 入金方法 ① 信託設定方法 ② 入金金額・単位 ③ 追加信託	<p>ご入金日に信託を設定します。</p> <p>1万円以上(1円単位)とします(なお、別途ご契約いただくファンドラップの最低申込金額は500万円以上、投資信託は1万円以上です)。</p> <p>可能です(100万円以上、1円単位)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加信託は、お客さま、または就任後の手続代理人さまにさせていただくことが可能です。 ・ 「年金自動追加信託サービス」を利用した追加信託は、1回あたり1万円以上50万円以下(1万円単位)です。 ・ ファンドラップおよび投資信託の解約資金相当額にかかる追加信託は、1回あたり1円以上です。
9. 予定配当率 ① 予定配当率の明示 ② 変更頻度 ③ お利息の計算方法	<p>当社の店頭に掲示します(指定金銭信託5年以上)。</p> <p>長期プライムレート等を参考に、当社が決定します。信託の設定以降は、毎年3・9月の26日に変更し、変更日に当社の店頭に変更後の予定配当率を掲示します。</p> <p>毎年3・9月の25日を計算日とし、予定配当率による6か月を1年の2分の1とした計算で、単利の方法により計算いたします(付利単位100円)。</p>
10. 支払方法 ① 元本のお支払い	<p>(1) お客さまの請求によるお支払い(一時払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 <p>(2) ねんきん受取機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ お客さまから、1回あたりの交付金額と当社の普通預金口座をご指定いただくと、以下のとおり金銭を交付します。 <p>① 交付サイクル: 毎月15日 (15日が銀行休業日の場合は前営業日に交付します)</p> <p>② 1回あたりの交付金額: お客さまよりご指定いただく金額 (1万円以上1万円単位)</p> <p>③ 受取方法: 予め指定していただくお客さま名義の当社の普通預金口座への入金により、お受け取りいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受取開始はお客さまから上記ご指定をいただいた日の翌月の15日になります。 ・ 1回あたりの交付金額は、お客さまからのお申し出により、上記②の範囲内で変

商品概要説明書

2022年12月9日現在

<p>②お利息のお支払い</p>	<p>更することができます。</p> <p>(3)防犯あんしん機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまから、同意者さまのご指定をいただくと、都度、同意者さまの同意を条件に、お客さまの請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 <p>(4-1)まかせる支払機能(年金型)によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、ご指定の金額を信託財産からお客さままたは手続代理人さまへお支払いします。 ・ また毎年1回、ご指定の金額を信託財産からお客さままたは手続代理人さまへお支払いします。 ・ お客さまから、予め手続代理人さまと、1回あたりの交付金額と当社の普通預金口座をご指定いただき、当社所定の手続きにより自ら手続代理人に就任すると、以下のとおり金銭を交付します。 <p>①交付サイクル:毎月15日。別途、毎年1回、4月15日を追加できます。 (15日が銀行休業日の場合は前営業日に交付します)</p> <p>②1回あたりの交付金額:お客さまよりご指定いただく金額 (1万円以上1万円単位、上限は30万円。ただし年金自動追加信託サービス申し込みの場合、上限40万円。)</p> <p>③受取方法:予め指定していただくお客さま、または手続代理人さま名義の当社の普通預金口座への入金により、お受け取りいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受取開始は、お客さまが指定する手続代理人さまが、当社所定の手続きにより就任した日の翌月の15日になります。 ・ 1回あたりの交付金額は、お客さまからのお申し出により、上記②の範囲内で変更することができます。(手続代理人さまによる変更はできません。) <p>(4-2)まかせる支払機能(目的内随時型)によるお支払い(同意者なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまから、予め手続代理人さまをご指定いただき、当社所定の手続きにより自ら手続代理人に就任すると、手続代理人さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 <p>(4-3)まかせる支払機能(目的内随時型)によるお支払い(同意者あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまから、予め手続代理人さまをご指定いただくとともに手続代理人の同意者さまをご指定いただき、当社所定の手続きによりそれぞれが手続代理人と手続代理人の同意者に就任すると、都度、手続代理人の同意者さまの同意を条件に、手続代理人さまのご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 <p>(5)おもしろ承継機能によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等(特定受給者さま)のご請求により、予めお客さまが100万円以上500万円以内で指定した金額をお支払いします。ただし、お客さまに相続が発生した際に信託財産が指定した金額に満たない場合は、相続発生時の残余金額をお支払いします。 <p>(6)任意後見制度を利用の場合(任意後見人に対するお支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社所定の手続きにより任意後見人である旨の届出をいただくと、任意後見人は、お客さまに代わり上記(1)一時払い、(2)ねんきん受取機能、(3)防犯あんしん機能をご利用いただくことで、当社は金銭をお支払いします。 <p>信託の終了時に受益者にお支払いします。 毎年3・9月の26日にお支払いいたします。お利息は元本に組入れます。お利息には20.315%の税金がかかります(分離課税)。</p>
<p>11. 信託報酬 ①設定時報酬</p>	<p>信託設定時および信託期間中の信託報酬は以下のとおりです。</p> <p>①設定する信託金額に対して1.10%(税込)(※)</p> <p>(※)信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額は1,100,000円(税込)です。

商品概要説明書

2022年12月9日現在

<p>②追加信託時報酬</p> <p>③管理報酬</p> <p>④運用報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定時報酬は信託設定時に信託財産からお支払いいただきます。 <p>②追加信託する信託金額に対して1.10%(税込)(※) (※)信託金額×1.00%(1円未満切り捨て)+消費税等で計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上限額は1,100,000円(税込)です。 なお、就任した手続代理人がファンドラップまたは投資信託を解約し本信託に追加信託する場合において、解約資金入金日が複数日に亘る場合には、解約資金入金日毎に当該日における解約資金相当額を追加信託します。報酬上限額については、解約資金入金日毎に、当該日に追加信託する信託金額を元に判定いたします。 ・ 追加信託時報酬は追加信託時に信託財産からお支払いいただきます。 ・ 「年金自動追加信託サービス」を利用した追加信託の場合、追加信託時報酬はかかりません。 <p>③以下いずれかの「管理報酬支払プラン」をお客さまにご選択いただきます。 (管理報酬支払いプラン) 【ベーシックプラン】 以下に定める月のいずれか早い月から、月額5,500円(税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月末時点において、お客さまの年齢が80歳に達する年の4月(但し、信託契約日にお客さまが80歳に達している場合には、信託契約日の属する月の翌月)。 ・ まかせる支払機能の「手続代理人業務開始届」が当社に提出された日の属する月の翌月 <p>【そなえるプラン】 まかせる支払機能の「手続代理人業務開始届」が当社に提出された日の属する月の翌月から、月額8,800円(税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理報酬は毎年4月20日(20日が銀行休業日の場合は翌営業日)に、4月から翌年3月までの年額を、信託財産からお支払いいただきます。 ・ 信託設定時に80歳以上でベーシックプランをご選択いただく場合、または、本信託の信託設定と同時に手続代理人が就任をする場合、設定月の翌月から翌3月までの管理報酬を信託財産からお支払いいただきます。 <p>④毎年3・9月25日に運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を当社は收受します。これは、指定金銭信託約款に定める指定金銭信託(一般口)の信託報酬です。</p>
<p>12. 付加できる特約事項</p>	<p>マル優のお取扱いはできません。</p>
<p>13. 中途解約の取扱</p> <p>①中途解約の方法</p> <p>②解約手数料およびお支払額</p>	<p>やむを得ない事情により、信託金の全部の解約のお申し出があった場合には、中途解約に応じ、受益者に信託金をお支払いすることがあります。その場合、当社所定の書類のご提出を求めることがあります。</p> <p>解約手数料はいただきません。</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>(1)合同運用指定金銭信託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元本補てん契約が付与されています。 ・ 本信託は預金保険制度の対象です。 ・ この信託のお客さまの権利(受益権、特定受給者の受給権)については、いかなる場合にもその譲渡に係わる契約を締結したり、担保に供することはできません。 ・ 信託金の残高および収益金の計算については、年2回ご案内いたします。 ・ 通帳式のみのお取り扱いとなります。 <p>(2)受益者への報告事項</p>

	<p>①指定金銭信託において交付する収益に関する事項 決算月ならびに信託終了のときに収益計算を行い、収益受益者に報告いたします。</p> <p>②指定金銭信託終了時の最終計算に関する事項 受益者に最終計算報告書を交付いたします。</p> <p>③主要な信託財産の状況に関する事項 決算月の合同運用財産の信託財産残高表並びに収支報告書を店頭に備え置き、委託者・その相続人・受益者・利害関係人からの請求によりこれを閲覧に供します。</p> <p>(3)提携サービスの利用について お客さまは本信託に関して、提携会社が各社の規定に基づき提供する商品・サービスを利用することができます。そのために、当社はお客さまの同意を得て、必要かつ最小限の範囲でお客さまに関する情報を、提携会社との間で相互に提供します。当該情報を当社は、当社が定める個人情報利用目的に則って厳正に管理します。</p> <p>(4)任意後見制度をご利用の場合</p> <p>①お客さまの任意後見人が受託者の当社に対して手続きをお申し出いただく場合、任意後見人は、3. 信託の仕組み(2)に定める手続代理人に付与される代理権限を行使することはできません。</p> <p>②お客さまの任意後見人として、(1)一時払い、(2)ねんきん受取機能、(3)防犯あんしん機能をご利用いただけます。ただし、(5)おもしろ承継機能に定める特定受給者さまをお客さまに代わってご指定いただくことはできません。なお、お客さまが締結なさる任意後見契約の内容によりお手続きいただける内容が異なる場合、中途解約等に応じる場合がございます。</p> <p>(5)法定後見制度をご利用の場合 家庭裁判所によって選ばれたお客さまの成年後見人が受託者の当社に対して手続きをお申し出いただく場合、ご請求に基づく支払い、または中途解約等に応じることになります。ただし、3. 信託の仕組み(2)に定める手続代理人に付与される代理権限を行使することはできません。</p> <p>(6)年金自動追加信託サービスの利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「年金自動追加信託サービス」は、2 カ月に一度、定期的に本信託へ追加信託を行うサービスです。 ・ 本サービスのご利用には、お申し込みが必要です。 ・ 本サービスによる追加信託は、追加信託時報酬はかかりません。 ・ 本サービスご利用時は、公的年金の受取口座を当社普通預金口座にご指定いただきます。 <p>(7)人生100年応援信託(100年パスポート)との併用について 本信託と人生100年応援信託(100年パスポート)との併用はできません。人生100年応援信託(100年パスポート)のお客さまが本信託をお申し込みするためには、人生100年応援信託(100年パスポート)をご解約の上、本信託をお申し込みいただく必要があります。</p> <p>(8)手続代理人さまの代理権の行使に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続代理人さまに、ファンドラップ・投資信託のいずれか一方の解約権限のみを付与することはできません。 ・ 手続代理人さまが、お客さまが契約しているファンドラップ(今後新たにご契約いただいた場合を含みます)または投資信託(今後新たにご応募・お買付いただいた場合を含みます)の解約および本信託への追加信託を行うためには、予め手続代理人さまの就任(「手続代理人業務開始届」の提出および当社の受理)が必要です。
--	---

商品概要説明書

2022年12月9日現在

	<ul style="list-style-type: none">・ 手続代理人さまによりファンドラップまたは投資信託の解約の申し出を受けた際、当社がその自由な裁量により必要と判断した場合には、お客さまの意思を確認する等し、ファンドラップまたは投資信託の解約の申し出がお客さまの意思に反する場合には、当該ファンドラップまたは投資信託の解約手続きを受理しない場合があります。・ 就任後の手続代理人さまに対してファンドラップおよび投資信託の運用状況を当社から説明することがあります。・ 手続代理人さまによるファンドラップまたは投資信託の解約および本信託への追加信託時には、お客さま(委託者兼受益者)の生活費・医療費等(4.信託財産のお支払方法(4-2および3)でご資金が必要であること等について手続代理人さまに確認させていただきます。・ 本信託への追加信託契約日は、ファンドラップまたは投資信託の解約資金入金日になります。ファンドラップと投資信託、複数の投資信託等、複数の商品を解約する場合には解約する商品毎に解約資金入金日が異なる場合があります。解約資金入金日が複数日に亘る場合には、解約資金入金日毎に当該日における解約資金相当額を追加信託します。・ 当社は、ファンドラップまたは投資信託の解約資金にかかる追加信託について、信託金がファンドラップまたは投資信託の解約資金の額に満たない場合および追加信託の依頼は無かったものとして取り扱う場合のいずれの場合においても、お客さまおよび手続代理人さまに対しその旨の通知はしません。必要に応じて、手続代理人さまにおいて手続き内容をご確認ください。・ 以上の追加信託の取り扱いに関して生じた一切の損害およびファンドラップまたは投資信託について手続代理人の判断に基づき手続代理人により解約がなされた結果、お客さまのお受取金額がファンドラップ契約時点の契約金額または投資信託の応募・買付時点のお支払金額を下回った場合の損失について、当社はその責任を負いません。
--	---